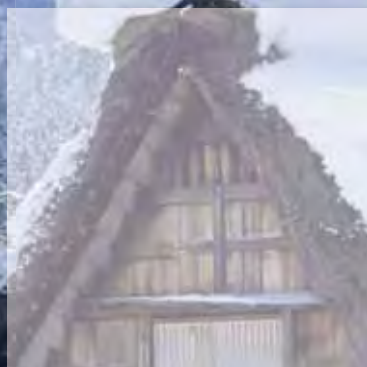


Primaff Review



● 巻頭言

平成26年の年頭にあって

● 研究成果

水田農業の構造変化と担い手の現状と課題

● 世界の農業・農政

EUの次期共通農業政策（CAP）改革について

No.57

平成26年1月

農林水産政策研究所

Primaff Review No.57

農林水産政策研究所レビュー

CONTENTS

●巻頭言

平成26年の年頭にあって

農林水産政策研究所長 渡部 靖夫 1

●研究成果

水田農業の構造変化と担い手の現状と課題
～平地農業地域及び中山間農業地域における集落営農と
大規模個別経営の課題と展開方向～

構造分析プロジェクト研究チーム 2

●世界の農業・農政

EUの次期共通農業政策（CAP）改革について
－直接支払のグリーン化の概要と背景－

国際領域 主任研究官 勝又健太郎 4

●セミナー概要紹介

農村コミュニティにおけるソーシャル・キャピタルとその構築
：普及指導員調査からのアプローチ

食料・環境領域 主任研究官 林 岳 6

●ブックレビュー

『<錯覚>の外食産業 超熟業界のマーケティング論』

国際領域 上席主任研究官 鈴木 栄次 8

●研究活動一覧

9

●農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

10

●最近の刊行物

10

メールマガジン

「農林水産政策研究所ニュース」のご案内

研究成果報告会・講演会の開催案内、刊行物の新刊情報など当研究所の研究活動に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信しています。ぜひ、ご登録下さい。

<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/merumaga/index.html>

平成26年の年頭にあって

農林水産政策研究所長 渡部 靖夫

はじめに

平成26年の新春を迎えて、日頃ご支援をいただいている皆さまに、この場を借りて年頭のご挨拶を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年4月に所長職を拝命してから、早いもので9カ月が過ぎようとしております。この間、TPP交渉への参加、米生産調整策の見直しなど大きな出来事が次々に起こり、少し大げさに申し上げるなら、これまでの我が国農林水産業を支えてきた戦後レジームが、急激に変貌し始めたのを感じています。私たち一人一人が、国家百年の大計を誤らぬよう、真剣に対処すべき正念場を迎えているのではないのでしょうか。当研究所も、その政策研究機関としての使命を十分に自覚し、課せられた役割を果たしていかなければなりません。その役割について日頃感じていることを、この機会に若干述べさせていただきます。

行政と研究の時間感覚

今から30余年前、行政職として入省した当時、上司には随分しごかれました。とりわけ「拙速は巧遅に勝る」という教訓を、徹底的に叩き込まれたのを覚えています。その心は、「どんな高性能の銃でも、準備に時間をかけすぎて、戦闘に間に合わなくなってしまったのでは、何の役にも立たない。とりあえず一刻でも早く、例えば種子島(?)でも良いから、手近な飛び道具を持って戦場に向かえ。そして一発でも敵にぶっ放してこい!」といった物騒なところでしょうか。生来愚図なものですから、上司には随分と迷惑をかけましたが、この教訓があったおかげで、その後遭遇したいくつかの難局を、何とか乗り切ることができたのではないかと、思っています。

このように、行政の世界では迅速性が優先されるのに比べると、研究は、一般的に、時間について寛容に思われます。例えば、学術論文の査読です。学会誌などに掲載された論文をみると、末尾に必ず当該論文の「受付年月日」と「受理年月日」が記載されていますが、普通、両日付の間には数カ月、時には1年以上経過していることもあります。これは学術論文がレフェリーによる査読を受け、相当長期にわたって修正と再査読を繰り返していることによるものですが、前述したような「切った、張った」に明け暮れる行政マンは、この悠長さは理解に苦しむはずで、研究の世界では、「拙速」こそ、最もやってはいけないことであり、両者の時間感覚にはかなり大きな違いがあると申せましょう。

政策研の役割

もとより政策研は、行政に付置された研究機関ですから、その時々の政策の企画・立案に資する短期・即応的な研究業務に取り組まなければなりません。政策研設立(2001年)に際しても、前身の農業総合研究所(総研)が、行政部局からのニーズに十分応えるような研究体制をとってこなかったことが、重要な反省点の一つでした。このため政策研では、行政部局と連携調整した上で研究課題を設定、1年間、場合によっては(所内にタスクフォースなどによって)もっと短期間で、研究成果を提供するようになりました。おそらく、このような機動性をもつ研究機関は、国内では私たち政策研だけではないかと自負しています。

しかしながら、世の中がカリカリきている時、少し冷静になって、時代や世界の向かう先を、幅広い視野で洞察することも大切になるかもしれません。このため政策研は、取り組むべき研究スキームの一つの柱として「基盤的・先導的な研究」を掲げています。目先の業務に追われがちな行政部局の皆さまに(もちろん一般社会の皆さまにも)、一歩先の政策展開を見据えながら、将来必要になりそうな政策課題について調査・研究し、その成果を示していくようにしているのです。例えば今、「農業のもつ新しい価値」、「農山漁村の維持・再生の方策」、「総合的な食料安全保障のあり方」などといった重要なテーマについて、やや長い調査・研究期間をいただいております(詳しい内容については、当研究所のホームページに掲げている研究課題をクリックしてご覧ください)。

おわりに

私たちの研究所は、多くの大学アカデミズムや民間シンクタンクと異なり、前述したように、長期と短期の両方の視点から、様々な研究成果を行政部局や一般社会にバランス良く発信することが、その大切な役割であり、どちらに偏り過ぎても駄目なのだと思います。皆さまには、そんなことを理解いただきながら、今年一年間、ご指導ご鞭撻をいただければ幸いです。



水田農業の構造変化と担い手の現状と課題

～平地農業地域及び中山間農業地域における集落営農と大規模個別経営の課題と展開方向～

構造分析プロジェクト研究チーム

1. はじめに

近年、集落営農が急増し水田農業の構造が大きく変化しています。そこで、①近年、新たに政策対応のために設立された集落営農では、どのような要因から法人化が進んでいないのか、②集落営農と大規模個別経営の分布には偏りがあるが、土地利用調整を円滑に進めるために、どのような方策が考えられるのかという2つの視点から研究を行い、今後の課題とその対応方向を明らかにしました。

その際、調査地区については、集落営農と大規模個別経営との関係、地区内に併存する集落営農間の経営状況の違いを明らかにするため、富山県、佐賀県、秋田県、岩手県、山口県、広島県から、それぞれ1地区ずつ合計6地区を調査することとしました。また、調査範囲を複数の集落・地域からなる「旧市区町村」として、その中の主要な担い手経営体を網羅的に調査することで、地区全体での担い手経営体の活動状況と農業構造の変化を把握しました。

2. 集落営農の経営実態と課題

①平地農業地域で政策対応のために作られた組織でも、その後、機械の共同利用等の組織的な活動の実態を作れた組織では、そうした活動の進展がみら

れました（第1表）。

しかし、法人化が展望できない組織では、将来、農地を預けたい農家が増加した時の対応や組織の持続性の面で課題を抱えています。一方、組織的な活動の実態を作れなかった組織では、解散や再編の動きがみられます。

②これらに対して、平地農業地域で既に法人化している集落営農では、法人化を機に、組織で農地を引き受ける体制を整えたり、将来、若い人を雇用できるようにするための多角化を進めている組織が増えています。

③他方で、中山間農業地域の集落営農（法人）が立ち上げられている地域では、利用権設定による農地の引き受けが進展していましたが、そうした組織を立ち上げられなかった地域では、不作付地の増加等が大きな課題となっています（第2表）。

④さらに、中山間農業地域で法人化した組織でも、当面の持続性は確保されているものの、オペレーターが高齢化し、将来、農地を預けたい農家が増加した時の対応や若いオペレーターの確保が困難な組織が数多くあります。こうした中で、多角化により若い人の雇用確保に展望が開けつつある組織も少しずつ出てきています。

3. 農地の利用調整の現状と課題

（1）農地の引き受け手の分布状況

「旧市区町村」単位で農地の利用調整の状況を把握したところ、i) 集落営農や大規模個別経営の分布が偏っている地域、ii) 集落営農と大規模個別経営が複数混在していて競合している地域、iii) 農地を引き受けられる集落営農や大規模個別経営の数が少ない地域の3地域があることが明らかになりました（第3表）。

第1表 平地農業地域の調査地区における集落営農の経営実態と法人化、解散・再編の状況

(単位：組織数)

	集落営農数	うち平成18年以降設立	組織で行う作業の有無	販売額へのプール計算の導入状況	法人化している組織数	法人化後に新しい取組を行っている組織数	解散・再編した組織数
富山県砺波市A地区	4	2	有 4 無 0	4 4 0 0	3 0 0 0	3 0 0 0	0 0 0 0
佐賀県佐賀市B地区	3	1	有 3 無 0	2 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
秋田県大仙市C地区	10	9	有 4 無 6	4 0 0 0	1 0 0 0	1 0 0 0	0 4 0 0
岩手県花巻市D地区	8	5	有 8 無 0	8 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0

(2) 集落を超えた広域での農地利用の調整や話し合いの状況

農地の利用調整で広域での調整や話し合いが求められる状況で、実際には、集落を超えた話し合いの場がなく、集落単位での調整や話し合いとなっている地域が散見されました。

他方で、自治会等が集落を超えて機能していたり、集落を再編して広域で新たな集落営農等を立ち上げている地域では、そのような場で、集落を超えた広がりでの農地の利用調整を進めていました。

4. 今後の対応方向

(1) 経営の発展段階に応じた集落営農の法人化の推進

①集落営農を立ち上げても、それがいつまでも任意組織のままでは、農地を預けたい農家が増加する一方で、構成員やオペレーター等が減少し、組織の持続性や存続意義が脅かされることになります。この点については、平地農業地域以上に中山間農業地域でより深刻でした。

②したがって、集落営農が任意組織であることを過渡的なものとして捉え、法人化することで、i) 組織として農地の利用集積を行ったり、ii) 共同利用機械の更新に必要な資金を内部留保したり、iii)

若い人の雇用に向けて複合部門や多角部門を導入したりして、組織の持続性を高める必要があります。

③また、法人化の必要性に対する認識が十分に醸成されていない集落営農では、法人化の目標年を決めようとしても構成員の合意を得るのは難しいと考えられます。しかし、5年、10年後の地域内の労働力、機械の所有状況、農家のリタイアと農地の貸付状況について構成員間で共有できれば、今後、組織が、いつ頃、どういう機能を持つ必要があるかという問題意識も醸成され、自ずと法人化のタイミングも見えてくると思われます。一方、そうした検討を行っても、組織の将来展望が見えない場合には、組織の再編についても話し合ってみることが必要です。

④さらに、調査対象の集落営農（任意組織）の多くで、法人化が集落営農の最終目標であるかのように捉えている傾向がみられました。しかし、組織を法人化することは最終目標ではなく通過点の1つであり、法人化した後、どのように経営展開して行くかが大切であることについて理解を深める必要があります。

(2) 集落を超えた広域での利用調整や話し合いの場の創設

①今回、集落など狭い範囲では土地利用調整が難しい地域があることが明らかになりました。一方、広域での話し合いの場を持っている地域では、空白地帯の存在や担い手経営体の農地の引き受け能力に対する共通の問題意識が生まれつつありました。

②現在、進められている「人・農地プラン」の作成・見直しでも、その作成範囲を集落単位に固執せず、ケースによっては、集落を超えた範囲での作成を促すことが、円滑な農地の利用集積や担い手経営体の確保の観点から有効と考えられます。

③また、集落を超えた広がりでの農地利用の調整や話し合いの場がない地域では、例えば、自治会等の会合の場を活用して、地域をどうして行くのかという話題と併せて問題提起するといった取組も有効と考えられます。

(文責：総括上席研究官 吉田行郷)

第2表 中山間農業地域の調査地区における農地の引き受け手による農地のカバー状況

	集落数	農区、自治区数	地区内の水田面積①	集落営農		5ha以上の個別経営		集落営農及び5ha以上の個別経営による水田カバー率 (②+③)/① (%)
				組織数	合計経営面積② (ha)	経営体数	合計経営面積③ (ha)	
山口県長門市E地区	32	7	456	5	85	0	0	18.6
広島県庄原市F地区	38	14	452	3	33	7	56	19.7

第3表 岩手県花巻市D地区における農家組合ごとにみた農地の引き受け手による農地のカバー状況

農家組合	田面積 (ha)	5ha以上の個別経営の経営面積		集落営農の動向			面積カバー率 ①+② (%)
		面積 (ha)	集積率① (%)	設立状況	経営面積 面積 (ha)	集積率② (%)	
g 組合	142.8	16.1	11.3	農家組合で設立	78.8	55.2	66.5
h 組合	343.0	104.3	30.4	6集落中 5集落で設立	97.8	28.5	58.9
i 組合	347.6	176.9	50.9	8集落中 1集落で設立	30.2	8.7	59.6
j 組合	211.8	119.4	56.4	なし			56.4
k 組合	156.8	59.5	37.9	なし			37.9
l 組合	51.0	20.3	39.8	なし			39.8
m 組合	297.6	29.5	9.9	農家組合で設立	39.6	13.3	23.2



世界の農業・農政

EUの次期共通農業政策（CAP）改革について —直接支払のグリーン化の概要と背景—

国際領域 主任研究官 勝又健太郎

2013年6月と9月に欧州委員会、欧州議会、EU理事会の三者による次期（2014–20年）のCAP改革についての政治的合意がなされました。CAP予算の約70%を占める直接支払については、分配の公正化やグリーン化を図るものとなっており、2014年を移行期間とし、2015年から本格的に実施されることとなりました。

直接支払の分配の公正化については、①加盟国間及び加盟国内の農業者間で不均等である単位面積当たりの支払額を平準化する、②青年農業者や自然制約地域の農業者を優遇する、③高額受給者に対する減額を実施する、④非活動的農業者に対する支払を中止する等の一連の改革により行われます。また、グリーン化とは、直接支払に環境保全に関する要件を付与することとしたことです。

本稿では、今回のCAP改革における最重要事項と考えられる直接支払のグリーン化を中心に改革の概要とその政策的意義や背景について解説します。

1. 直接支払の改革の概要

従来の直接支払（デカップル支払）については、基礎支払と上乗せ支払に分割され、上乗せ部分については、基礎支払を受給する農業者が、環境保全等に関する要件を満たした場合に支払われることとなりました。上乗せ支払には、グリーン化支払、青年農業者支払、自然制約地域支払があり、その内容は以下の通りです。なお、グリーン化支払と青年農業者支払については、加盟国は義務的に実施することとなっており、自然制約地域支払の実施については、加盟国による選択制となっています。

（1）グリーン化支払

基礎支払の受給者には、気候と環境に有益な以下の3つの措置（グリーン化要件）が義務づけられ、その要件を満たした場合に支払われるものです⁽¹⁾。

①作物の多様化

10ha超30ha以下の農地には2種以上、30ha超の農地には3種以上の作物を作付ける。主な作物の作付面積は農地の75%以下、さらに30ha超の農地の場合には主

要な2作物の作付面積は農地の95%以下とする

②既存の永年牧草地の維持

既存の永年牧草地の耕作や転用を禁止

③生態系重点地域の維持

5ha超の農地の5%（2017年以降は7%）以上は、休耕地、テラス（土壌浸食を防ぐ等のための階段状農地）、景観地、緩衝用区画、植林地等として確保

なお、以上のグリーン化要件と「同等措置」も併せて規定されます。これは、気候と環境に有益な効果をグリーン化要件と同等以上に生み出す措置のことであり、これを代わりに実施すればグリーン化要件を満たしているものとしています⁽²⁾。

（2）青年農業者支払

世代交代を促進するために、40歳以下の農業者の経営立上げに対して基礎支払受給額の25%相当が5年間支払われるものです。

（3）自然制約地域支払

山岳地域やそれ以外でも重大な自然制約に直面している地域等の農業者を支援するために支払われるものです。

（4）直接支払の予算額と農業者の受取見込額

2014–20年におけるEUの政策分野別の予算の枠組を定める次期の「多年度財政フレーム」によれば、EUから加盟国に毎年分配される直接支払の予算の総額は、2013年と2015年を比較した場合、実質ベースで約2%減となっています。その内訳については、グリーン化支払に30%、青年農業者支払に2%以内、自然制約地域支払に5%以内とし、基礎支払に充てられる額はその残余です（下図）⁽³⁾。このため、青年農業者と自然制約地域の農業者以外であ

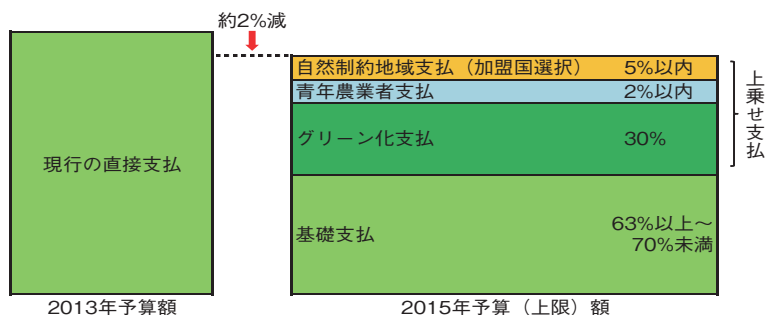


図 直接支払の現行と改革後の予算額とその内訳の比較

る大部分の農業者の直接支払の受取額については、2015年では総額が約98%に減額され、さらに最大で当該総額の7%（青年農業者支払と自然制約地域支払の合計）が減額されることとなるので、基礎支払とグリーン化支払の合計で従来の直接支払の少なくとも約90%を受給できる見込みです⁽⁴⁾。

2. グリーン化支払の政策的意義

欧州委員会は、グリーン化支払の要件を実施することにより、温室効果ガスの削減等の気候安定、土壌浸食防止や水質向上等の環境保全、生物多様性の保全や景観維持という公共財を供給する効果がもたらされると説明しています。

このような気候と環境に有益な措置の実施については、従来は、CAPの第二の柱（農村振興政策）の予算枠における農業環境支払等によって促進されてきました。グリーン化により、CAPの第一の柱（所得支持政策）における直接支払の受給を通じて、農業者に環境保全を実施させることになり、所得支持のための直接支払が第二の柱を補完することとなります。しかもグリーン化支払に直接支払の財源の大きな部分（30%）を充てることにより、農業者が現行水準並の直接支払の受給額を維持するためには、グリーン化要件を遵守せざるを得なくなるよう巧みに制度設計がなされています。また、第二の柱の農業環境支払等と違い、全農業者を網羅して強制的に実施できるという意義もあります。なお、グリーン化要件との同等措置によってグリーン化支払を受給している場合には、同等措置の実施に対してグリーン化支払だけでなく、第二の柱における農業環境支払等も二重に支払われる可能性があることから、農業環境支払等の受給額については、グリーン化要件の内容を勘案しながら減額することとなっています。

所得支持のための直接支払が第二の柱である農村振興政策を補完し、網羅的に実施できるという点では、青年農業者支払、自然制約地域支払についても同様であると言えます。

3. グリーン化支払の導入の背景

グリーン化支払の導入の背景にはどのような事情があったのでしょうか。2009年にギリシャに端を発した欧州債務危機（ユーロ危機）を乗り越え、当該危機が露呈したEUの構造的弱点を克服する等のために、2010年にEU全体の今後10年間の成長戦略である「欧州2020」が策定され、次期の多年度財政フレームは当該成長戦略に従い検討されることとなりました。グリーン化要件の内容を見ると、欧州2020の主要な優先事項である「持続可能な経済成長」に

関する「温室効果ガスの排出削減」という目標に適合させたものとなっていることがわかります。こうしたことから、グリーン化の背景には、次期の多年度財政フレームにおいて予算を確保するために、直接支払をEU全体の優先政策に位置づけて正当化しなければならない事情があったと解釈できます。

4. まとめ

直接支払の財源の30%についてグリーン化することにより、所得支持を通じた環境保全を図る仕組みを構築したことが、今回の直接支払の改革の眼目と言えます。こうしてEU全体の優先政策に適合させながら、直接支払にEU域内の国民が等しく受益する環境保全、気候安定等の公共財の供給を促進する機能を与えて正当化したことにより、次期の多年度財政フレームにおいて直接支払の予算を確保することができました。欧州委員会のチオロシュ農業委員は、直接支払のグリーン化はCAPの公共財供給への「パラダイムシフト」であると評価しています。

しかしながら、ポトチュニック環境委員は、グリーン化要件に（同等措置という）抜け道等ができたことは遺憾であり、加盟国は、同等措置が環境への責任を回避するためのものでないことをグリーン化支払の実施を通じて示さなければならないと発言しています。また、環境団体は、今回の改革による実際の環境保全効果は殆どないだろうし、直接支払の合理性については、近い将来、中間見直しが必要欠だろうと批判しています。このため、新たな直接支払制度の実施過程においては、グリーン化支払の導入による環境保全効果についての検証やグリーン化要件をより強化する見直しの必要性が課題となってくるだろうと考えられます（本稿は、2013年11月時点の情報に基づいています）。

注(1)グリーン化要件を満たさない場合は、グリーン化支払が受給されないだけでなく、2017年からは、制裁措置が実施されます。その内容は、2017年においてはグリーン化支払額の20%、2018年以降は25%までを上限として徴収されることとなり、基礎支払の一部も失うこととなります。

(2)同等措置は、①作物の多様化の代わりに間作を行うこと、②第二の柱の農業環境支払の受給に必要な措置、③加盟国各国の環境法令に則した措置等を実施すればよいこととされています。

(3)このほか、小規模農家を想定した代替スキームとして手続きが簡素化されグリーン化要件が免除される小農支払が設けられており、加盟国は、これに直接支払の予算額の10%以内を充てることができます。また、従来のカップル支払についても維持されることとなり、加盟国は、原則として直接支払の予算額の8～13%以内を充てることができます。この場合、その分だけ基礎支払の財源は減ることとなります。

(4)小農支払の受給額は当該支払を選択していなければ受給していたであろう基礎支払、グリーン化支払等の相当額としていることから、また、改革後のカップル支払額を現行水準と仮定すれば、小農支払とカップル支払を実施しても、各農業者の基礎支払、グリーン化支払の受給額にその影響はありません。

農村コミュニティにおけるソーシャル・キャピタルとその構築：普及指導員調査からのアプローチ

講演者／京都大学こころの未来研究センター 内田由紀子氏

京都大学経営管理大学院 竹村幸祐氏

日時／平成25年11月20日（水）午後2時～4時30分

場所／農林水産政策研究所セミナー室

食料・環境領域

主任研究官 林 岳

農業・農村を対象とした社会科学系の研究では、社会学、経済学などの手法を用いた分析は数多く見られるものの、心理学の手法を用いて行った研究分析はあまり見られません。このような中、京都大学こころの未来研究センター内田由紀子准教授と京都大学経営管理大学院竹村幸祐助教のお二方は、社会心理学の手法を用いて農業普及指導員を対象とした研究分析を行い、その成果は『農をつなぐ仕事』（内田・竹村（2012））としてまとめられています。

このたび、内田先生、竹村先生にこのご著書の内容を詳しくご講演いただいたセミナーを開催しましたので、その内容をご紹介します。

1. 研究のきっかけ

農業普及指導員を研究対象として取り上げるようになったのは、近畿農政局普及課の担当者がこころの未来研究センターに来訪されたことがきっかけでした。その際、担当者からは農業普及指導員とは人と人のこころをつなぐ仕事であり、農業社会のコーディネーターだが、その仕事は数値で評価しにくいという話をうかがいました。最近、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）という言葉が用いられるようになり、人と人のつながり、すなわち社会的ネットワークも人工資本や自然資本、人的資本などと同様に社会の生産性に大きく影響を与えていると言われています。農業普及指導員の仕事は単なる技術指導に留まらず、関係機関との連携・協働を促進するコーディネーター機能を持ち合わせており、これはまさに地域のソーシャル・キャピタルを向上させる機能と言えます。このようなことから、心理学の手法で「つなぐ」仕事の役割をデータで示すことはできないかと考えたのが研究プロジェクトの始まりでした。

2. 農業普及指導員への調査の概要と結果

研究プロジェクトでは、(1) 普及活動を担う人々

の特徴、(2) 農村社会の問題解決・暮らしに貢献しやすい普及活動の抽出、(3) ソーシャル・キャピタルを向上させる農業普及指導員の特徴の抽出を目的に農業普及指導員へのアンケート調査を行いました。2009年度に近畿6府県、2010年度に全国、2011年度に愛知県という範囲で農業普及指導員へのアンケート調査を実施し、このうち2010年の全国調査は全国農業改良普及職員協議会の協力の下、全国47都道府県の7,241名の農業普及指導員にアンケート調査を行い、このうち4,355名から有効回答を得ました。具体的な分析方法について、(1) では尊敬する農業普及指導員の有無、その人の性別、回答者本人との年齢差を回答してもらい、さらに41項目の能力・スキル・特徴について、その人に該当するかどうかを尋ねました。また、(2) については、Cohen's d という効果量を算出することで効果が大きい支援策を明らかにしています。そして(3) については、地域住民の信頼関係と農業普及指導員本人の特徴及びその他の要因（職場の人間関係、地域との結びつき）の相関関係を調べることで農業普及指導員の特徴を明らかにしました。

その結果、(1) 農業普及指導員が尊敬する先輩とは、他者志向、情熱、チームワーク、視野の広さなどを持つ人であることが示され、特に他者志向やチームワーク、視野の広さは他の公務員の職種におけるロールモデルとは大きな差が生じ、農業普及指導員のロールモデルの特徴と考えられます。次に、(2) 問題解決に有効な支援活動とは何かについては、関係機関との連携調整、農業者同士の連携、ビジョンの提示、地域の具体的問題の指摘などが挙げられました。一方、生産技術の紹介については、新規就農者に対しては大きな効果があることが示されています。最後に、(3) ソーシャル・キャピタルを向上させる農業普及指導員の特徴については、他の関係機関との連携活動能力、コミュニケーション能力・対人関係能力、知識技術といった農業普及指導

員本人の資質とともに、職場の人間関係や地域との結びつきなども影響していることがわかりました。このようなことから、農業普及指導員は他機関との連携や職場の人間関係を通じて普及活動を行い、それによって地域住民同士の信頼・連携を醸成し、地域のソーシャル・キャピタルを向上させることが明らかになりました。

今後は、普及指導員の自己評価のみならず、関係機関や農業者から農業普及指導員を評価してもらう他者評価の実施、地域特性、生業特性の検証などを行う予定です。

3. 「力を合わせる」ことの社会心理学

さて、ソーシャル・キャピタルとは人と人のつながりや信頼関係が生産性に影響を与えていることは先にも触れましたが、人と人がつながり力を合わせることで一人ではできないこともできるようになる反面、人が集まることでむしろ問題が悪化することもあります。社会心理学では、傍観者効果や集団への同調性（Asch（1951））が生じることが示されています。このように人は周りの影響を受けやすく、さらにそれは互いに影響し合い、良い方向、悪い方向のどちらの方向にも「影響の連鎖」が生じる場合もあります。結局、人が不安に陥ることが原因で信頼関係を構築できず、相互協力関係が達成できないこともあるのです。

このような人の不安を解消するためには一堂に会して情報を全員で瞬時に共有することが有効になることがあります。これにより、人の不安が解消されれば一人一人がやる気を発揮し、生産性を向上させることができます。また、個人のやる気を出すためには、報酬を与えることが有効とされています。しかし、報酬がなかった状態から金銭報酬を新たに与えることでやる気を出すことはできませんが、ひとたび報酬が与えられると報酬なしではやる気が失われるという点に注意が必要です（Deci（1971））。さらに、人が集まって「知恵を寄せる」際の秘訣としては、お互いの気遣いと参加者間での会話のまんべんなさが重要です。このように、集団には力がありますが、人々の不安からその力を発揮できなくなることもあり得ます。このような人が集まる際の不安を解消し、信頼関係を築くためには人と人を橋渡しするつなぎ手の存在が有効です。つなぎ手がいることで不安を感じる初対面の人に対しても信頼が生まれやすくなります。

この「つなぎ手」の役割を担うのが農業普及指導

員です。実際にみなさまに思いを伝えたいある農家さんに代わり、第三者的立場からそれを伝えることで話がスムーズに進んだ例や、新規就農者受け入れの際の里親研修制度などがこの「つなぎ手」機能を活用した事例と言えます。このように、農業普及指導員には、地域の人が集まって集団の力を発揮するためのつなぎ手としての役割があり、さらに農業普及指導員以外にも信頼をつなぐ上手な仕組みを作ることが必要となるでしょう。

参考文献

内田由紀子・竹村幸祐（2012）『農をつなぐ仕事』創森社。

Asch, S. E. (1951) "Effects of group pressure upon the modification and distortion of judgment", in H. Guetzkow (ed.) Groups, leadership and men. Carnegie Press.

Deci, E. L. (1971) "Effects of externally mediated rewards on intrinsic motivation", *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 18 (1), pp.105-115.



内田由紀子氏



竹村幸祐氏

『＜錯覚＞の外食産業 超熟業界のマーケティング論』

横川 潤著

国際領域 上席主任研究官

鈴木 栄次



『＜錯覚＞の外食産業
超熟業界のマーケティング論』
著者／横川 潤
出版年／2012年4月
発行所／商業界

我が国の外食産業は、約23兆円の市場規模（平成24年）があります。しかし、平成19年の約29兆円をピークとして、ここ数年、ほぼ横ばいとなっています。それだけに、この外食産業界は、成熟を乗り越えて、「超熟」になっていると著者は見ています。

著者は、「すかいらーく」の創業者である父および叔父を持ち、慶應義塾大学大学院およびニューヨーク大学院でマーケティングを専攻し、現在は、文教大学で、外食産業マーケティング論の准教授となっています。

その著者は、外食産業は、あまりにも身近で生々しく、人間くさい業界であるがため、理念やロジックが軽視されがちであり、その結果として、＜錯覚＞としか言いようのない認識に基づいた経営姿勢がはびこっているように思われる、と述べています。

このため、マーケティングの王道的教科書と言われるコトラーとケラーの「マーケティング・マネジメント」を基に、様々な業態について分析を加えています。分析の対象となっているのは、牛丼、ファミリーレストラン、低価格中華料理チェーン、ハンバーガーチェーン、回転寿司、高級コーヒー、高級料亭、デリカテッセンなどに及んでいます。

牛丼およびファミリーレストランについては、リーダー、チャレンジャー、フォロワー、ニッチャーの4つの競争地位に分類し、それぞれに応じた戦略課題なり基本戦略方針を定めています。著者は、外食産業は、20年以上停滞していると述べていますが、この主因の1つには、ファストフードとファミリーレストランの「リーダー」が、あおるようにして価格競争を進め、売上下位企業つぶしに走ったせいではないか、と見ています。チャレンジャー企業ならいざしらず、リーダー企業が率先して価格競争をあおっては、市場規模の拡大と業界イメージの向上という定石に反し、最後は自分の首を絞めることになったのではないかと考えています。

次に、4Pを用いてハンバーガーチェーンを比較しています。4Pというのは、マーケティング戦略の立案・実行プロセスの1つであるマーケティング・ミックスにおいてコントロールできる主要素のことで、

製品（Product）、価格（Price）、流通（Place）、販売促進（Promotion）の頭文字をとっての呼称です。海外資本のハンバーガーチェーンと国内資本のハンバーガーチェーンとでは、各要素はまさに対照的であることが示されます。

また、高級料亭をとりあげ、消費と記号論の問題を考察します。記号とは「意味するもの（シニファン）」と「意味されるもの（シニフィエ）」の関係になります。例えば「鳩」が意味するもの（シニファン）の場合、意味されるもの（シニフィエ）は「平和」となります。「高級料亭」は意味するもの（シニファン）であり、意味されるもの（シニフィエ）は「特別なもてなし」「高価な料理」「高級接待」「自己重要感」等々の象徴的価値であり、主たる利用動機といえます。そのため、ある高級料亭が消費期限、賞味期限のラベルを貼り替えていた偽装問題や、客が食べ残した料理の使い回しの常態化が明るみに出たことについて、単なる衛生上の問題にとどまらず、「高級料亭」＝「お客さまの自己重要感を満たせる場所」というシニファン、シニフィエの関係性が完全に崩壊したことが、当該高級料亭には致命的であったと分析しています。

このほか、真空地帯仮説を用いて、家族の消えたファミリーレスには、もはや家族客は戻らない、と喝破したり、国民所得を比較して、より低い国がより高い国に追いつくに従い、その生活スタイルが近似していくとするコンバージェンス仮説により、70年代、80年代のファミリーレストランの隆盛を説明するとともに、最近のファストカジュアルやカジュアルダイニングもアメリカのそれに近似していくと見ています。

以上、数点をピックアップしましたが、外食産業の現状をマーケティング理論の基礎とともに学べる気軽に読める一冊となっています。

研究活動一覽

「研究活動一覽」は、当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様に提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

① 研究論文および雑誌記事等

著者名（共著者を含む）	表 題	発表誌等 （単行本の場合は発行所名も記入）	巻・号	発表年月
草野拓司	インドにおける砂糖消費と生産の動向	農業	1573号	2013年6月
草野拓司	インドの穀物動向①～⑧	米麦日報	-	2013年9月- 2013年10月
草野拓司	インドにおける穀物需給の課題と飼料穀物の消費展望	海外食料需給レポート2012	-	2013年9月
葉師寺哲郎・高橋克也	日本における食料品アクセス問題	農林水産政策研究所レビュー	第55号	2013年9月
吉田行郷	農業・福祉の連携で成功へ	全国農業新聞	10月11日 付紙面3面	2013年10月
草野拓司	インドにおける飼料穀物の消費展望	農林水産政策研究所レビュー	第56号	2013年11月
小柴有理江・吉田行郷	農業と福祉の連携の形成過程に関する研究－農業分野における障害者就労の事例から－	2013年度農業問題研究学会 秋季大会報告要旨		2013年11月
吉田行郷	農が福祉を取り入れることの意義－社会福祉法人等の農業分野への進出が農業・農村に及ぼす影響－	農業と経済	第79巻 第10号	2013年11月

② 口頭発表および講演

講演者	講演演題	講演会名（主催者）	講演開催年月日
草野拓司	アフリカにおける食料需給の動向と展望に関する考察	資源経済論研究会 (明治大学農学部資源経済論研究室)	2013年5月8日
草野拓司	アフリカにおける食糧需給と農業政策	資源経済論研究会 (明治大学農学部資源経済論研究室)	2013年7月3日
草野拓司	インドの穀物需給をめぐる最近の動向	資源経済論研究会 (明治大学農学部資源経済論研究室)	2013年9月10日
草野拓司	インドの穀物需給をめぐる動向	農林水産政策研究所研究成果報告会	2013年9月17日
樋口倫生	韓国の農業財政－FTA対策を中心に－	農林水産政策研究所研究成果報告会	2013年10月1日
國井大輔・澤内大輔・林 岳	地域資源の利用促進政策のための多角的影響評価：岩手県西和賀町の小規模木質バイオマス利用を事例に	日本地域学会	2013年10月14日
草野拓司	インドの信用農協における高返済率を支える協同組合間連携－マハラシュトラ州の事例から－	2013年度TINDAS第5回研究会 (現代インド地域研究東京大学拠点)	2013年10月28日
吉田行郷	水田農業の構造変化と担い手に関する研究～平地農業地域及び中山間農業地域における集落営農と大規模個別経営の課題と展開方向～	農林水産政策研究所研究成果報告会	2013年11月5日
吉田行郷	国内産麦の需要拡大に向けた今後の対応方向～北海道、九州、関東産小麦の比較分析を中心に～	熊本県麦生産拡大推進大会報告	2013年11月6日
江川 章	広域的な地域組織の形成による農村振興に関する分析	農林水産政策研究所研究成果報告会	2013年11月19日
小柴有理江・吉田行郷	農業と福祉の連携の形成過程に関する研究－農業分野における障害者就労の事例から－	2013年度農業問題研究学会秋季大会個別報告	2013年11月23日
吉田行郷	災害からの農業の復興と集落コミュニティの再生	東京大学アグリコクーン・平成25年度バイオマス利用研究特論Ⅱ、第7回月例セミナー	2013年11月29日

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2014年2月～3月開催)

開 催 大 会 等	主 催	開 催 日 時	開 催 場 所
日本オペレーションズ・リサーチ学会2014年 春季シンポジウム 2014年春季研究発表会	日本オペレーションズ・リサーチ学会	2014年3月5日 (水) ～7日 (金)	大阪大学 豊中キャンパス
進化経済学会金沢大会2013	進化経済学会	2014年3月15日 (土) ～16日 (日)	金沢大学 角間キャンパス
平成26年度日本水産学会春季大会	日本水産学会	2014年3月27日 (木) ～31日 (月)	北海道大学水産学部 函館キャンパス
日本地理学会 2014年春季学術大会	日本地理学会	2014年3月27日 (木) ～30日 (日)	国土館大学 世田谷キャンパス
2014年度日本農業経済学会	日本農業経済学会	2014年3月29日 (土) ～30日 (日)	神戸大学 六甲台地区 (六甲台第1キャンパス、 鶴甲第1キャンパス)
林業経済学会2014年春季大会	林業経済学会	2014年3月30日 (日)	東京大学農学部 弥生講堂

最近の刊行物

サプライチェーンプロジェクト研究資料

第3号 2013年7月 海外における農村イノベーション政策と6次産業化

平成26(2014)年1月30日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No.57



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff>

印刷・製本 よしみ工産 株式会社

Primaff Review

